

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (4-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 水産経済部 ● 水産加工振興センター ○ 水産加工振興センター担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 骨肉分離機の賃貸借契約において、契約書第1条(2)の概要・仕様等を「別紙のとおり」と規定しているが、契約書に別紙の添付がなく仕様等が不明な内容となっている。</p> <p>● 商工観光課 ○ 商工労政担当</p> <p>1. 収入事務について 【意見】 (1) 物品貸付収入及び季節労働者生活資金貸付金損失補償本人負担金の収入未済金において、市民負担の公平性の確保に努めることは当然のことながら、昭和35年度から昭和55年度までの貸付であり、長期にわたり納入がないことに加え、長期間を経過しているため居所不明や死亡等により納入督促ができない状況にあることから、滞納者の実態把握に努められ適正な措置を講じられたい。</p> <p>○ 観光振興担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 温根元野鳥観察舎施設清掃業務の委託料の支出において、9月分の業務日数は4日であるのに、5日分の委託料を支出しているので、精査のうえ適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約書に添付すべき書類の一部を失念し、また契約書内容の確認を怠り、事務処理を行ったため。</p> <p>(1) 本件、中小企業設備合理化促進条例における貸与機械の使用料の未収金及び季節労働者生活資金貸付要綱の改正前要綱における貸付金延滞分の損失補償相当分であり、意見のとおり長期間にわたり収入が無いもの。</p> <p>(1) 月初めの検査の段階で、確認業務を怠ったため、受託者より提出された完了届及び業務日誌の誤りに気付かず支出したものの。</p>	<p>今後、課内での確認作業を徹底し、適正に事務処理をいたします。</p> <p>意見のあった内容を精査し、滞納者の実態把握等、解消に向け検討いたします。</p> <p>今後、業務内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。また、過払い分の返還手続きについては、受託者に説明の上、適正に事務処理を進めております。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (4-2)

監査指摘事項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>2. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 景勝地清掃業務委託 (北方原生花園木道・花咲港車石園地) の執行伺書において、平成30年4月1日に「北方原生花園駐車場トイレ清掃業務にあわせて実施することで経費節減が見込まれる。」を理由の一つとして、1者から見積書を徴して契約を締結しているが、北方原生花園駐車場トイレ清掃業務の見積合は、4月23日に3者を指名して執行されており、4月1日の時点では受注者が未確定であり、1者を指名して随意契約とする要件を満たしていないので、見積合は厳正に執行されたい。</p>	<p>(1) 執行伺を作成する際に、毎年度実施する書類であることから、前例踏襲により書類を作成し、内容の誤りに気付かず、また課内での確認作業を怠ったことによるもの。</p>	<p>今後、課内での確認作業を徹底するとともに厳正に契約事務を執行するよう適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号(4-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 建設水道部 ● 都市整備課 ○ 都市管理担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 収納金(地籍調査証明手数料・都市計画図頒布代)の払込みにおいて、収納金は会計規則第33条の規定に基づき払い込まれるものであるが、収納金払込書兼収入原符集計票の指定金融機関に払い込まれた日付は、領収書の日付から3日から7日を経過しているものがあるので、収納金は厳正に取り扱われたい。</p> <p>2. 財産について 【指摘事項】 (1) 道路占用料の徴収において、 ① 長さや面積、月割りや日割りにより算定される金額の1円未満の端数を切り上げとしているが、「道路占用料徴収条例」に端数処理に関する規定がないことから、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に準じ、確定金額に1円未満の端数があるときは切り捨てとなる。 ② 占用期間は平成31年1月29日から同年3月13日の3か月分となるが、算出内訳は2か月分で算定されており、1か月分少ない徴収となっているので確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>○維持担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) タイヤショベルの修繕料の変更契約書において、第1条中の原契約書4とあるが、修繕料に関する条文は原契約書10が正しく、契約書の作成にあたっては細心の注意を払われ契約を締結されたい。</p>	<p>(1) 時間内に指定金融機関に払い込み出来ず、一時保管したものの、失念により払い込みが遅れたもの。</p> <p>(1) ① 認識不足により、前例踏襲で算出し、端数処理を行っていたため。 ② 確認不足により、算出内訳の誤りに気付かず、算定を行っていたため。</p> <p>(1) 確認不足のため、誤った条文が記載された契約書を作成したため。</p>	<p>今後、複数人で確認を行うなど課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後は、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に準じ、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後は、複数人で確認を行うなど課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。 なお、不足となる1か月分につきましては、別途精算処理いたします。</p> <p>今後、確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (4-4)

監査指摘事項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 選挙管理委員会事務局 ○ 選挙担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 不在者投票特別経費 (事務経費) の支出負担行為兼支出命令書において、請求日から 30 日を超える支払となっているものがあるので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 確認不足により、支払可能期間での一括処理をしようとしていたところ日数計算を誤り、30 日を超える請求があったもの。</p>	<p>今後、速やかな伝票処理を心がけ、適正に事務処理いたします。</p>

